

議第53号

京都市勧業館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市勧業館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市勧業館条例の一部を改正する条例

京都市勧業館条例の一部を次のように改正する。

119,880	122,100
38,880	39,600
62,640	63,800
20,304	20,680
328,320	334,400
106,704	108,680
250,020	254,650
81,216	82,720
166,860	169,950
54,216	55,220
83,700	85,250
27,216	27,720
324,000	330,000
105,300	107,250
164,700	167,750

別表第2備考以外の部分中	53,568	を	54,560	に改める。
	22,680		23,100	
	7,344		7,480	
	12,960		13,200	
	4,212		4,290	
	11,340		11,550	
	3,672		3,740	
	30,240		30,800	
	9,828		10,010	
	16,740		17,050	
	5,400		5,500	
	14,580		14,850	
	4,752		4,840	
	2,268		2,310	
	756		770	
	3,348		3,410	
	1,080		1,100	
	4,968		5,060	
	1,620		1,650	
	2,376		2,420	
756	770			
4,968	5,060			
1,620	1,650			

	5,292	5,390
	12,420	12,650
	18,576	18,920
	18,684	19,030
	1,512	1,540
	3,564	3,630
	5,184	5,280
	5,292	5,390
	2,376	2,420
	5,508	5,610
	7,992	8,140
	8,100	8,250
	3,024	3,080
	7,020	7,150
	10,476	10,670
	10,584	10,780

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市勧業館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市勧業館の利用に係る料金の徴収その他これを徴

収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。